

阪南市行財政構造改革プラン改訂版

～ 重点取組方針 ～

令和 7 年 9 月

阪 南 市

本市の財政状況は少子高齢化の進展等による構造的な欠陥により、長期財政シミュレーションから、現状のまま推移すると、財政再生団体への転落等が危惧されたことから、令和3年2月に「財政非常事態宣言」を発出いたしました。

この非常事態宣言を受け、令和3年9月に持続可能な行財政運営の確立に向け、行財政構造改革プラン改訂版を策定し、市民の皆様の協力も得ながら、本プラン改訂版に掲げる取組をこの間、強力に推進してきた結果、令和6年度決算において、3年連続して財政非常事態宣言を解除するための基準を満たしたことから、令和7年9月に財政非常事態を解除する宣言をいたしました。

《財政非常事態宣言解除基準》

- ・決算時に財政調整基金を取り崩さなかった場合
- ・財政調整基金が15億円以上となった場合
- ・経常収支比率が95%以下となった場合

※3年連続して上記基準を2つ以上満たした場合に非常事態宣言を解除

しかしながら、依然、本市の財政基盤は脆弱であり、持続可能な行財政運営を確立するためには、引き続き、行財政構造改革の取組が不可欠な状況です。

一方、プラン改訂版は、令和18年度までを見据え、計画的にその取組状況を示すこととしていますが、昨今の物価や人件費の高騰等により、プラン改訂版策定時から社会情勢は大きく変化してきています。

そこで、財政非常事態宣言解除を契機に、プラン改訂版に掲げている取組の方向性を踏まえつつ、より実効性のある取組とするため、今後5年間で重点的に取り組む項目を抽出し、それぞれの取組内容をロードマップに示した「重点取組方針」を策定し、その取組状況を各年度の決算時に公表することとします。

1. 公共施設のあり方

《取組項目》

- (1) 子育て拠点施設の再構築
- (2) 小中学校の再編整備に向けた取組
- (3) 社会教育施設・集会施設・市民活動施設の集約化及び複合化
- (4) 生涯学習施設のあり方

2. 財源の積極的な確保

《取組項目》

- (1) ふるさと納税の戦略的な展開
- (2) 企業誘致の促進
- (3) 未利用財産の有効活用

3. 働き方改革・人材育成・協働

《取組項目》

- (1) 行政のDX・ICT化の推進
- (2) 定員管理計画の見直し

重点取組方針１：公共施設のあり方

本市の公共施設は老朽化が著しく進んでおり、今後、これら施設を維持するためには膨大な維持・管理経費が必要となります。

こうした中、令和５年３月に策定した「公共施設等総合管理計画改訂版」においては、将来の人口推移や財政規模に見合った施設総量の適正化に向け、令和２７年度までに本市が有する公共施設の延床面積を４０％以上削減する目標を掲げたところです。

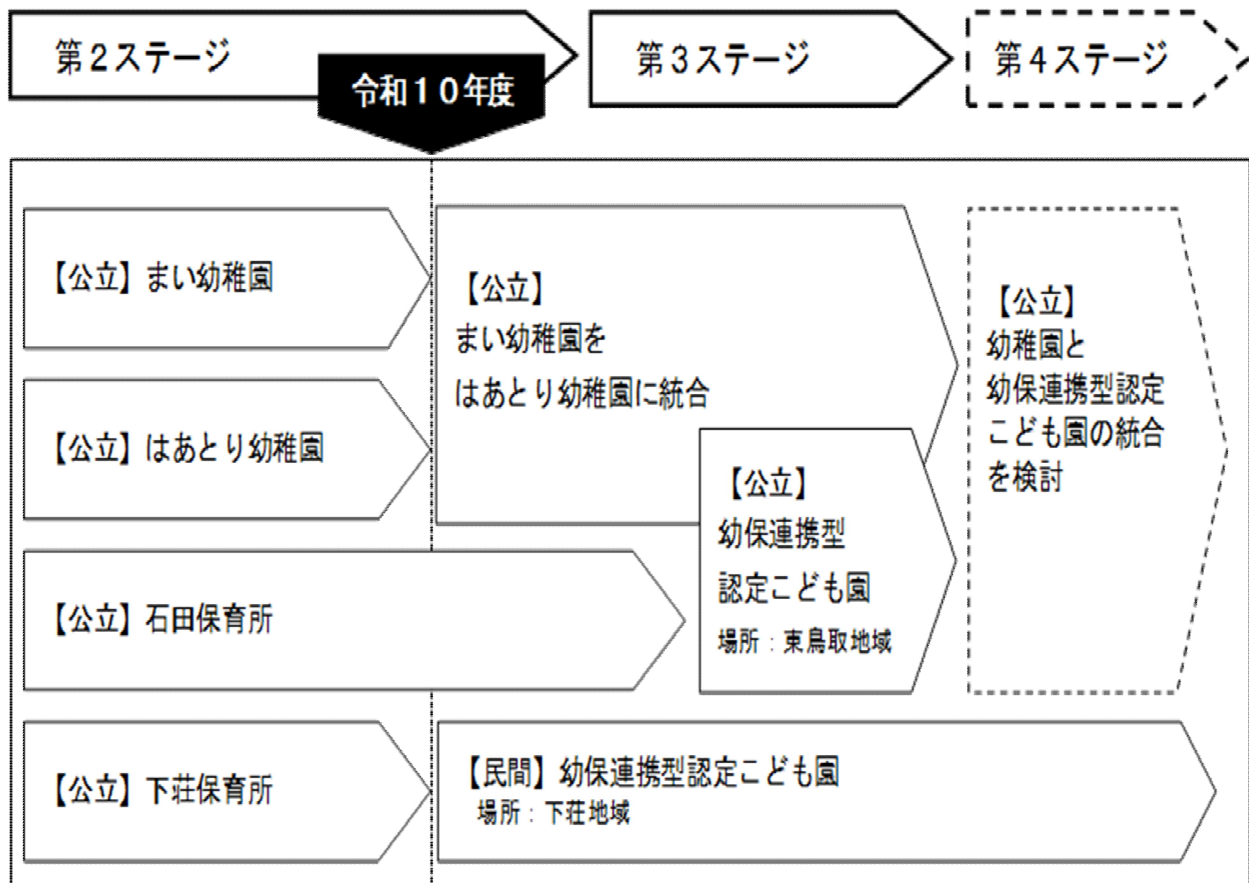
この計画を踏まえ、公共施設については、次世代への負担軽減を図るとともに、多様な市民ニーズに対応するため、施設の統廃合をはじめ、複合化等を行い、維持する施設については積極的に投資し、市民サービスの向上と都市機能の充実に努めます。

取組１－(１) 子育て拠点施設の再構築

令和元年１２月に策定した「阪南市子育て拠点再構築方針」に基づき、第１ステージの取組を進めてきましたが、本方針の策定から約５年が経過し、この間、国においては、こども基本法の制定や、子どもまんなか社会の実現に向けた「こども未来戦略（加速化プラン）」が策定されるとともに、近年の人口減少や少子化の進行、保育ニーズの多様化、就労人口の減少等による教職員不足とそれに伴う業務の多忙化など、就学前教育・保育を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、本市の限られた財源の中で、施設の建替えや保育の質の向上など、新しい時代に対応し、将来に渡って本市の教育・保育環境の継承・充実に努めるとともに、安全・安心で、長期的に安定した子育て環境を促進するため、第２次阪南市子育て拠点再構築方針を策定し、計画的に推進します。

《取組のロードマップ》



【関係部署：こども政策課】

取組１－(２) 小中学校の再編整備に向けた取組

本市では、統合計画に基づいて小中学校の整理統合を行い、現在、市内には小学校８校、中学校４校を設置しています。

今後、児童生徒数は減少を続け、学校小規模化の加速が見込まれるなか、本市のまちづくりの歴史や地勢的条件から、これまで本市が実施してきた既存校舎を活用した整理統合の手法については、通学路の安全、教室数の確保を含む校舎の再整備など様々な課題への対応が求められます。

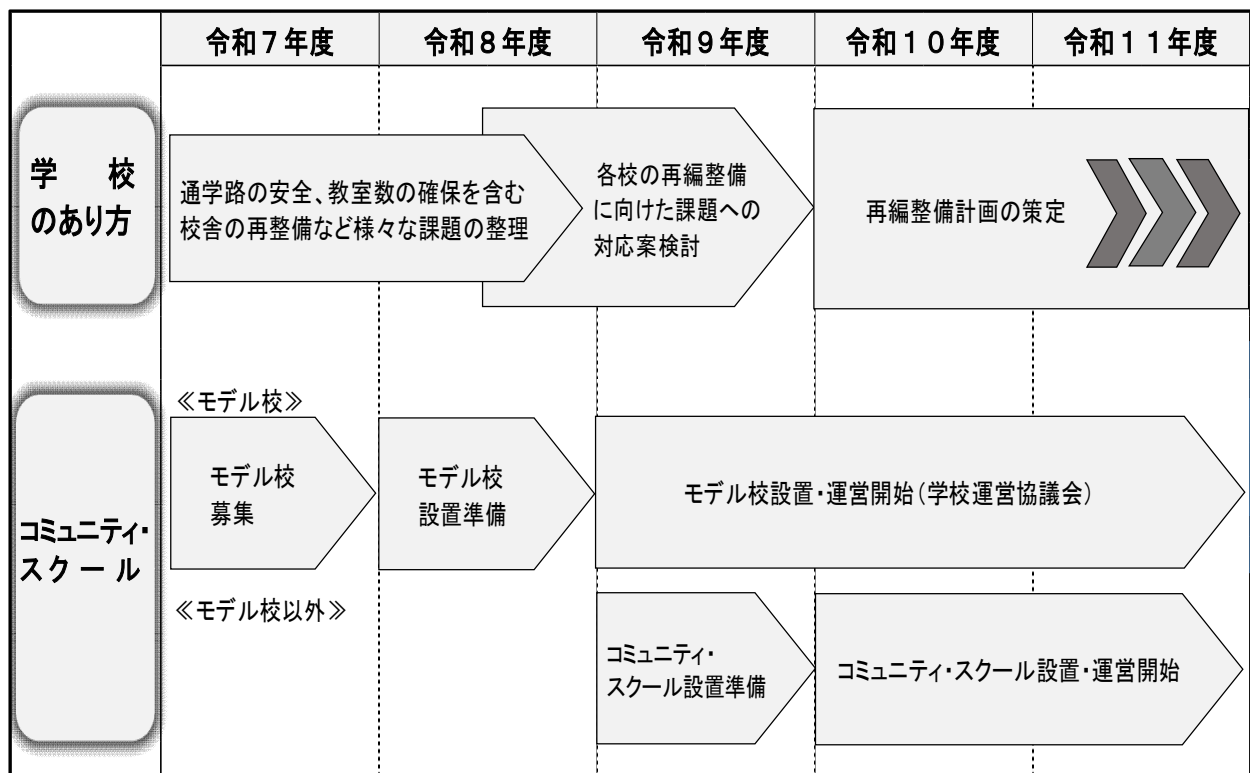
こうした状況を踏まえ、「阪南市立学校のあり方検討委員会」（令和７年２月）から、

- ・全学年が単学級となる学校が生じてきた現状を正面から見据えつつ、様々な課題への具体的かつ現実的な対応方策がまとまるまで、当面の間、現校区で小規模学校でのメリットを生かした教育内容の充実に取り組むとともに、デメリットを可能な限り補完しながら、現状の学校運営を継続することが妥当
- ・一方、少子化等による児童生徒数の減少が継続する限り、将来に向けた規模の適正化の検討、実施は避けられない。その時期については、複式学級化や校舎の老朽化の進行など、ソフト、ハード両面において、児童生徒の学校生活に影響を及ぼす要因が顕著化するまでに取り組む必要あり

との答申を受け、小規模化の進行が予測される本市の状況を踏まえて、小中学校の適正規模・適正配置に向けた取組を継続的に検討・協議する体制を整備します。

また、こうした取組に加え、児童生徒の教育環境の向上を図るため、学校と地域住民、保護者が力を合わせて学校を運営するコミュニティ・スクールの導入を進めます。

《取組のロードマップ》



【関係部署：学校教育課・教育総務課】

取組 1－(3) 社会教育施設・集会施設・市民活動施設の集約化及び複合化

本市の人口増加に伴い、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代を中心に、住民福祉の向上と地域社会の振興に資することを目的として設置された住民センターについては、市内に 43 施設あり、自治会活動やサークル活動、社会福祉活動に利用されているものの、いずれの施設も老朽化が進んでおり、その内 26 施設については旧耐震基準の施設で、耐震改修が未実施となっています。

地域交流館については、旧耐震基準施設であるものの耐震改修が実施されており、市民による自主的で公益的な活動、地域での福祉活動及び生涯学習の活動など、様々な活動が行われています。

さらに、市民の教育、学術及び文化に関する各種事業を行うなど社会教育の推進を図ることを目的として設置されている公民館は、令和 3 年 4 月に中央公民館体制を整備し、指定管理者制度を導入しているものの、東鳥取公民館は、築年数が 50 年以上経過しており、耐震改修も未実施施設であることから、抜本的な対策が求められています。

また、西鳥取公民館においても地下湧水の影響により、現在施設利用が制限されており、早急な対応が必要となっています。

こうした状況の中、将来の人口想定を踏まえ、次世代に過度な負担を来さない施設総量の最適化を図るとともに、今後益々多様化する住民ニーズに対応する公民協働のまちづくりに向け、それぞれの施設を有機的に連携させ、地域の福祉、社会教育の推進にかかる活動に加え、これまでの自治会活動や自主防災活動なども含めた様々な地域の活動を支援できるよう、これら施設の集約化及び複合化に取り組みます。

なお、住民センターについては、こうした検討と併せ、施設利用状況の変化等を踏まえ、地域への移譲を促進するため、地域への支援方策を検討します。

《取組のロードマップ》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公 民 館	新たな指定管理者選定	新たな指定管理者による管理運営(令和12年度まで)			
	3つの公民館のあり方検討をはじめ、その他の機関(地域交流館、市民活動センター)の役割や取組内容を精査し、地域自治活動支援(社会教育・地域福祉・市民協働)強化に向けた施設の統合や複合化の検討			検討内容の具体化に向けた取組	
地 域 交 流 館	新たな指定管理者選定	新たな指定管理者による管理運営(令和10年度まで)			新たな指定管理者による管理運営(令和12年度まで)
	3機関(公民館、地域交流館、市民活動センター)の役割や取組内容を精査し、地域自治活動支援(社会教育・地域福祉・市民協働)強化に向けた施設の統合や複合化の検討			検討内容の具体化に向けた取組	
住 民 セ ン タ ー	・持続可能な地域コミュニティの形成をめざす、地域運営組織(地域まちづくり協議会)の設立及び運営支援				
	3機関(公民館、地域交流館、市民活動センター)の役割や取組内容を精査し、地域自治活動支援(社会教育・地域福祉・市民協働)強化に向けた施設の統合や複合化の検討			検討内容の具体化に向けた取組	
市 民 活 動 セ ン タ ー	新たな受託事業者選定	・新たな受託者によるセンター事業の運営 ・情報発信力の強化、地域活動のコーディネートの実、人材育成への取組			新たな受託者によるセンター事業運営

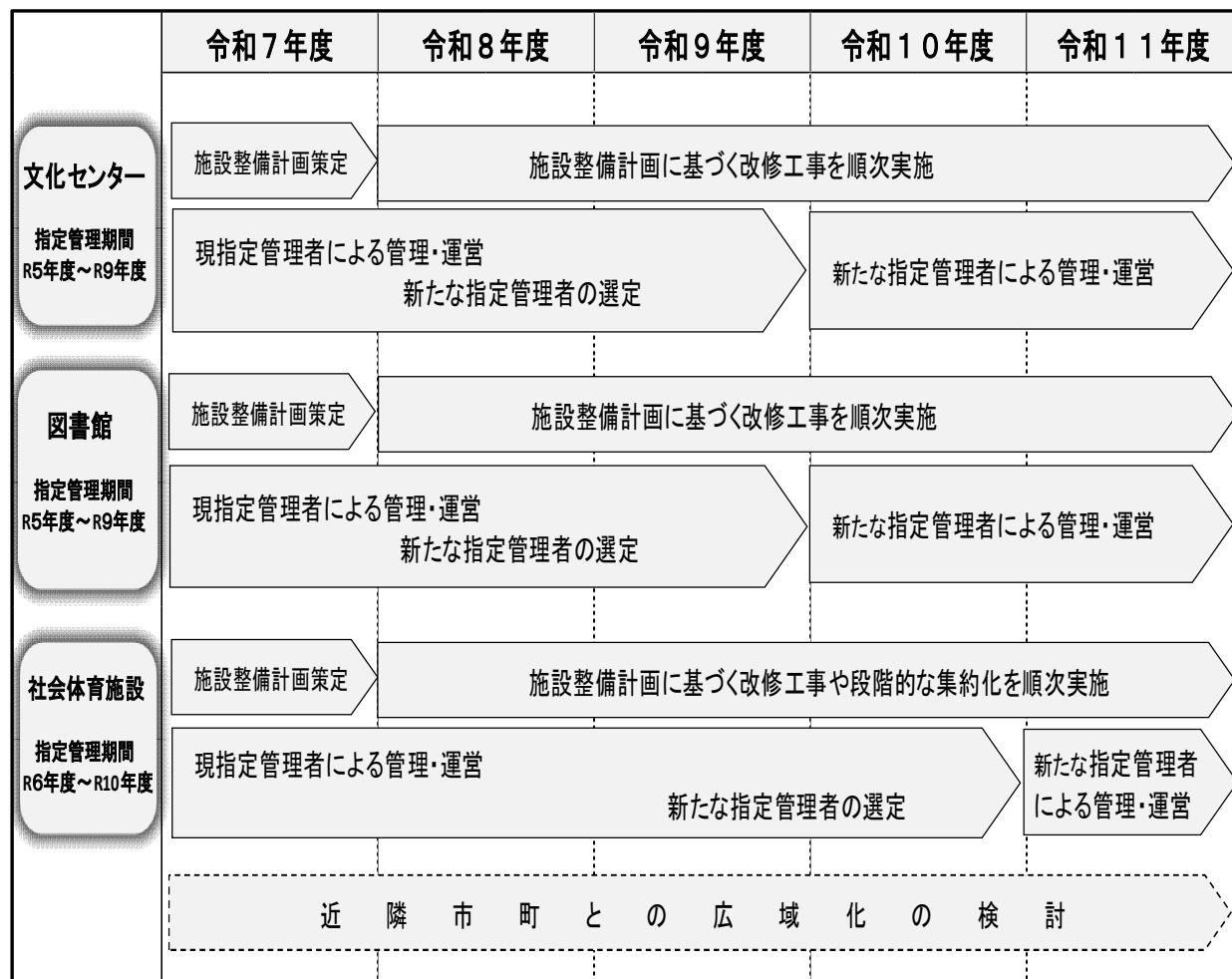
【関係部署：市民共創課・公民館・生涯学習推進室・企画課】

取組１－(４) 生涯学習施設のあり方

生涯学習施設については、文化センター・図書館・社会体育施設及び公民館が位置づけられますが、公民館については、社会教育施設・集会施設・市民活動施設の集約化及び複合化の中でそのあり方を検討します。

文化センター・図書館・社会体育施設については、いずれの施設も老朽化が著しく進んでおり、大規模改修が必要な状況であると考えられますが、これら施設については、財政負担等も勘案し、計画的な改修や段階的な集約化を盛り込んだ施設整備計画を策定するとともに、近隣市町とも連携を図りながら将来的な広域化に向けた検討を行います。

《取組のロードマップ》



【関係部署：生涯学習推進室・企画課】

重点取組方針２：財源の積極的な確保

持続可能な行財政運営を確立するためには、歳入確保に向けた取組が不可欠であり、これまで以上に、ふるさと納税の戦略的な展開、企業誘致の促進に取り組みます。

さらに、現在利用されていない未利用財産については、有効活用が図れる施設は、有償貸付等を行うとともに、利用計画がない施設は、時期を逸することなく売却を進め、歳入の確保に取り組みます。また、施設のあり方を再検討する中で、売却等の対応方針が新たに決定した施設については、その方針に沿った対応を速やかに実行し、財源の積極的な確保に取り組みます。

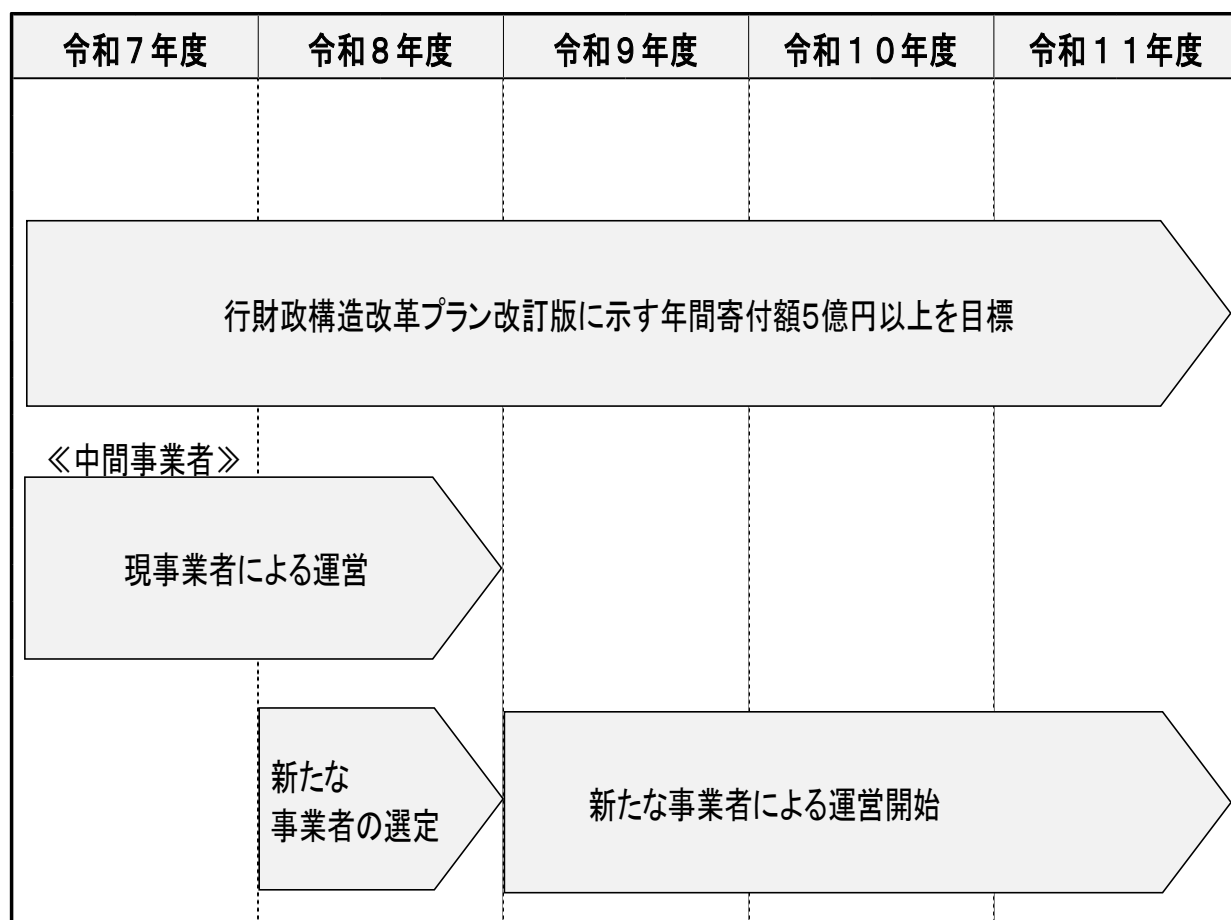
取組２－(１) ふるさと納税の戦略的な展開

財政基盤の脆弱な本市において、重点事業を行う上で共通して課題となるのが財源の確保であり、ふるさと納税は、こうした財源を確保するための取組の大きな柱と位置づけているところです。

ふるさと納税については、令和６年４月より戦略的かつ効果的に事業運営を図るため、専門事業者に外部委託を行い、返礼品の新たな開発、返礼品の分析や本市の貴重な資源を活用した戦略的な取組の検討を行うとともに、人員体制の強化等を図り、寄附拡大に向けた取組を進めています。

引き続き、ふるさと納税制度をあらゆる観点から分析するとともに、先進市町の事例も参考にしながら、さらなる寄附拡大に取り組みます。

《取組のロードマップ》



【関係部署：まちの活力創造課】

取組２－(2) 企業誘致の促進

人口減少・少子高齢化が見込まれる人口構造に加え、近隣における大規模小売店舗の出店やネット小売店舗の台頭により、地域内消費が低下しつつある中、地域特性にあった産業の育成や市民による起業・創業、新たな企業誘致に向けた取組などを推進し、産業面の活性化を図ることが必要です。

そこで、新たな産業誘致や交流人口の拡大に向け、都市基盤・生活基盤の整備が重要であり、この間、総合計画の見直しをはじめ、物流基盤となる第二阪和国道など地域幹線道路を活かし、沿道及びその周辺地域において、進出企業に対応できる土地利用の誘導を推進し、実効性ある企業誘致、産業立地の促進が図れるよう、都市計画マスタープランの改訂を行ってきたところです。

引き続き、企業誘致を促進し、地域経済が回るまちづくりに向け、阪南スカイタウンや旧府立泉鳥取高校跡地の他、市が保有する学校跡地等の大規模な用地の有効活用を検討します。

《取組のロードマップ》

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
阪南 スカイタウン	府と連携した活用方策を検討 ・企業誘致と併せ、本市のまちづくりへの寄与が期待できるよう、土地利用に関する必要な対応を検討				
せんなん 里海公園	(府) 公募設置管理制度 ⇒ 新たな指定管理者選定 (PARK－PFI)導入検討 (市) 新たな指定管理者が提案する事業実施に向けた支援			新たな指定管理者による 管理運営開始	
旧泉鳥取高 校跡地活用	府と連携した活用方策を検討 ・企業誘致と併せ、本市のまちづくりへの寄与が期待できるよう、土地利用に関する必要な対応を検討				
旧東鳥取 小学校周辺 跡地活用	・企業誘致と併せ、本市のまちづくりへの寄与が期待できる活用方策を検討 ・小学校校舎の撤去の検討				
庁内体制の 整備	企業誘致促進 チームの設置				
	企業誘致促進チームにより上記施設等の活用方策の検討 及び 上記以外の市内土地利用の可能性調査等				

【関係部署：企画課・まちの活力創造課・学校教育課・教育総務課・生涯学習推進室・都市整備課】

取組２－(3) 未利用財産の有効活用

財政状況が非常に厳しい本市において、複雑・多様化する市民ニーズを的確に把握し、将来の都市像を実現する様々な施策を実施するためには、業務の選択と集中による歳出の削減と歳入の確保が求められています。

とりわけ、時代に即応した重点事業に投資するための財源の確保は、財政非常事態宣言脱却に向け策定した、行財政構造改革プラン改訂版においても、取組の大きな柱の一つに位置付けており、これまで施設の統廃合等を行った未利用財産についても売却等を行い、有効活用を図ってきたところです。

引き続き、こうした未利用財産の有効活用にあたっては、民間活力を前提とした利活用や市民協働による活用を検討し、貸付、目的外使用許可等を行うなど有効活用を図るとともに、利用計画がない施設については、速やかな処分に向け手続きを進めます。

《取組のロードマップ》

令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
現在市で保有する17施設 敷地面積約54,000㎡の有効活用の検討 ※今後、子育て拠点再構築方針(第2ステージ)に基づき廃止等が行われる施設、その他施設のあり方検討の中で整理・統合等が行われる施設等については、別途、その活用方策を検討				

【関係部署:行財政構造改革推進室・教育総務課・生涯学習推進室・生活環境課・河川農水課】

重点取組方針 3：働き方改革・人材育成・協働

部局長マネジメントや職場マネジメントの強化による意思決定の迅速化をはじめ、限られた人材で効果的・効率的な行政経営を行うための研修制度の充実や人事評価制度の活用による職員の勤務意欲や能力の向上を図るための職場環境づくりなど、組織の活性化に取り組みながら、定員管理計画に基づく定員管理を行っているところです。

今後、職員の大量退職時期を迎える中、将来の予測人口に応じた職員体制（300 名程度）の構築に向け、「行政 DX・ICT 化」をさらに推進し、組織のコンパクト化を図るとともに、年齢構成の平準化など将来を見据えた「定員管理計画」の見直しに取り組めます。

取組 3-（1） 行政の DX・ICT 化の推進

地方自治体では、少子高齢化や人口減少、職員数の減少など外部環境・内部環境が急速に変化する中、多様化する住民ニーズに柔軟に対応し、市民サービスの向上を図るため、行政の DX・ICT 化による組織体制のコンパクト化と業務処理の効率化に向けた変革が強く求められています。

このような中、本市においても、デジタル（D）も活用しながら庁内業務を「変革」（X）することで、これまで実現できていなかった新たな価値やサービスを創出し、多様化する住民ニーズへの柔軟な対応による市民サービスの向上及び業務の効率化・改善による職員の負担軽減に取り組めます。

《取組のロードマップ》

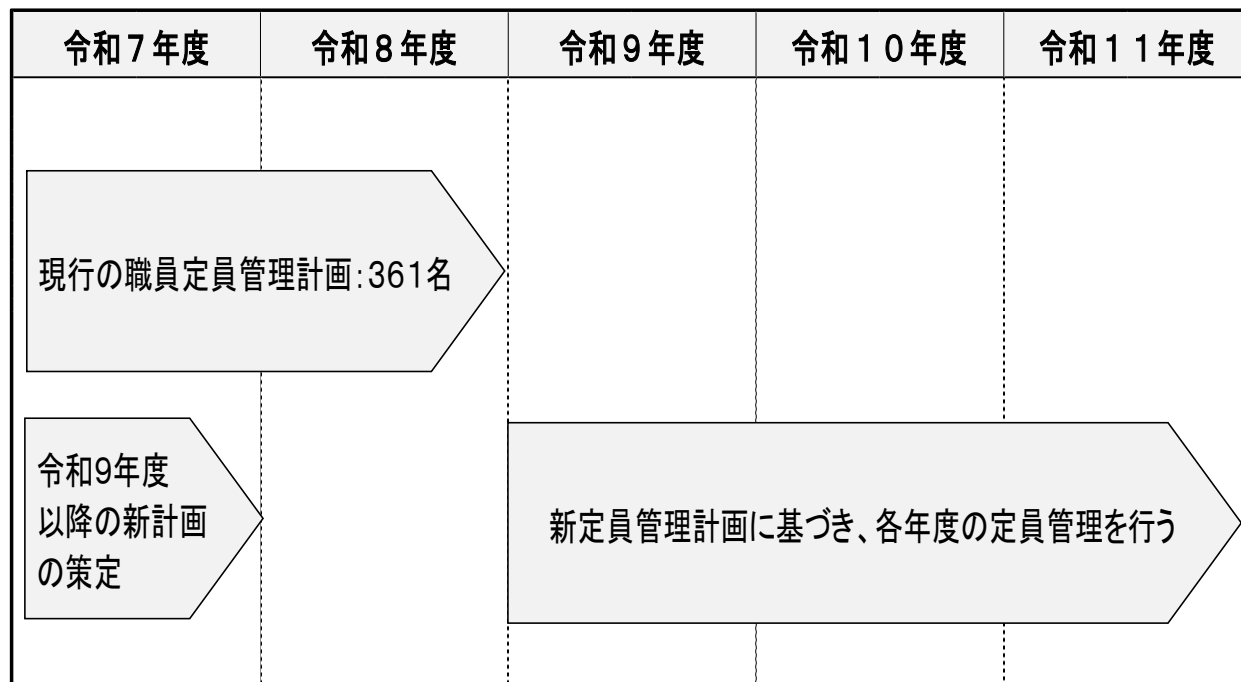
令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 書かない、待たない、行かない窓口の推進				
② 各種手続（オンライン申請含む）のキャッシュレス化促進				
③ 効率的な業務の推進（AI の活用）				
④ DX（デジタル変革）人材の育成				
⑤ 全庁的なペーパーレスの徹底				
⑥ アナログ規制見直しの取組推進				

【関係部署：行財政構造改革推進室・関係各課】

取組３－(2) 定員管理計画の見直し

今後、本市においても生産年齢人口が大幅に減少し、人手不足が深刻化することが予測される中で、多様な行政ニーズに対応できるよう、業務のアウトソーシング化をはじめ、行政のＤＸ・ＩＣＴ化等を強力に推進し、組織体制のコンパクト化と業務処理の効率化に取り組むとともに、必要な人員の確保に努めます。

《取組のロードマップ》



【関係部署：秘書人事課】